【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第七十条　削除　（第七十四条に統合）

（改正前）

第七十条　証券業協会の代表者は、第六十七条第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

②　前二条の規定は、前項の規定による変更の届出について、これを準用する。

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第七十条　証券業協会の代表者は、第六十七条第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

②　前二条の規定は、前項の規定による変更の届出について、これを準用する。

（改正前）

第七十条　証券業協会の代表者は、第六十七条第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

②　前二条の規定は、前項の規定による変更の届出について、これを準用する。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第七十条　証券業協会の代表者は、第六十七条第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

②　前二条の規定は、前項の規定による変更の届出について、これを準用する。